

議案第84号

三朝町手数料条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年9月10日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町条例第 号

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

第1条 三朝町手数料条例(平成12年三朝町条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改正後	改正前
<p>別表第2(第6条関係)</p> <p>(1)～(21) 略</p> <p><u>(22) 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成17年法律第65号)第72条に規定する証明</u></p> <p><u>(23) 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成17年法律第64号)第73条に規定する証明</u></p> <p><u>(24) 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)第83条に規定する証明</u></p> <p><u>(25) 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成18年法律第87号)第33条に規定する証明</u></p>	<p>別表第2(第6条関係)</p> <p>(1)～(21) 略</p>

第2条 三朝町手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改正後	改正前
別表第2(第6条関係) (1)～(25) 略 <u>(26) 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成18年法律第72号)第70条に規定する証明</u>	別表第2(第6条関係) (1)～(25) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行(平成18年法律第72号)の日から施行する。